

令和3年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和3年9月16日

招集年月日	令和3年9月3日						
招集の場所	安芸太田町議会議事堂						
開閉会日 及び宣告	開会	令和3年9月 3日午前10時 5分			議長	中本 正廣	
	閉会	令和3年9月16日午前10時27分			議長	中本 正廣	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名		出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一		○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ		○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則		○	9	矢立 孝彦	○
	4	小 島 俊 二		○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治		○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子		○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	7番	影井 伊久美		8番	田 島 清		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子		
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康		
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹		
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 次 長	園 田 哲 也		
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		教 育 課 長	瀬 川 善 博		
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織		
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—		
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	片 山 豊 和		—	—		
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—		
	税 務 課 長	沖 野 貴 宣		—	—		
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—		
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—		
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—		
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—		
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—			
議事日程	別紙のとおり						
会議に付した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

会議に付した事件

令和3年9月16日

	発言の取り消しの件について
認定第1号	令和2年度歳入歳出決算の認定について
認定第2号	令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
陳情第12号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について
発委第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
陳情第14号	旧JR可部線車両（キハ）の修復・保存に関する陳情について
陳情第15号	地域住民のいのちを守るための緊急陳情について
	閉会中の総務常任委員会の所管事務調査報告
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 3 年 9 月 1 6 日

日 程	議案等番号	件 名
第 1		発言の取り消しの件について
第 2	認定第 1 号	令和 2 年度歳入歳出決算の認定について
第 3	認定第 2 号	令和 2 年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について
第 4	陳情第 12 号	地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について
第 5	発委第 2 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
第 6	陳情第 14 号	旧 JR 可部線車両 (キハ) の修復・保存に関する陳情について
第 7	陳情第 15 号	地域住民のいのちを守るための緊急陳情について
第 8		閉会中の総務常任委員会の所管事務調査報告
第 9		閉会中の継続審査について
第 1 0		閉会中の継続調査について

令和3年第5回定例会
(令和3年9月16日)
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 発言の取り消しについて

○中本正廣議長

日程第1、発言の取り消しについてを議題といたします。先日、矢立孝彦議員から、9月6日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によってお手元に配布した発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、矢立孝彦議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

日程第2. 認定第1号

日程第3. 認定第2号

○中本正廣議長

日程第2、認定第1号、令和2年度歳入歳出決算の認定について及び日程第3、認定第2号、令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてを一括議題とします。審査を付託した決算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。末田委員長。

○末田健治決算審査特別委員会委員長

おはようございます。決算審査特別委員会の委員長を仰せつかりました末田でございます。決算審査特別委員会の審査報告をさせていただきます。安芸太田町議会令和3年度第5回定例議会において、当委員会に付託された令和2年度決算審査について、下記のとおり決したので報告します。

議案番号 認定第1号、令和2年度歳入歳出決算の認定について、審査結果は、原案認定であります。認定第2号、令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について、原案認定であります。審査期間は、令和3年9月9日から9月13日までの3日間であります。令和2年度決算審査について、基本となる基礎資料は、令和2年度主要施策に関する調書、令和2年度決算説明資料等中心とし、監査委員の意見に基づき「第二次長期総合計画後期基本計画」及び「第2期総合戦略」の初年度という中、各施策の成果結実に向けた取り組みであるか、また、住民の将来負担を軽減し、持続可能な町財政を維持することが可能な予算であったかを観点におき審査を行いました。また、令和2年5月橋本町政が誕生した初年度、新型コロナウイルス感染は、拡大傾向となり、国においては緊急事態宣言が発令される中、広島県内市町においても感染拡大により不要不急の外出の行動制限の呼びかけにより、ほとんどの行事、イベントが中止となりました。本町への観光入込客も減少し、町内経済にも大きな影響のあった多難な1年であったと思います。一般会計・特別会計についてであります。財政状況について、町税は前年度比6,253千円2.6%の増。国庫支出金、前年度比874,076千円の191.9%の増。町債は防災行政無線デジタル化更新、旧戸河内中学校解体工事、本庁舎耐震改修工事の借り入れにより、令和6年度までは町債償還額が大きくなると予想されます。今後町債発行額の計画的かつ効率的な縮減に努められたい。以下は、財政力指数から、(12)の財産に関する調書までについて、指摘、評価のとおりであります。ご一読をお願いします。最後のページ、(13)病院事業会計についてであります。安芸太田病院ではコロナ禍、外来患者数の減少、入院患者の減少の中で、経営安定に努められた事を評価いたします。今後においては、人口減少に伴い患者数も減少していく事が予測されるため、引き続き経営改善の

努力が必要と思われます。結びに、なお、決算審査において、各委員から指摘された多くの課題に対し、橋本町長、執行部の皆様は、早期改善に努め、町民の付託に応えられるよう期待し、審査報告といたします。令和3年9月16日 決算審査特別委員会委員長 末田健治。以上であります。

○中本正廣議長

以上で末田健治決算審査特別委員長の報告を終わります。すでに決算審査特別委員会で質疑を終えておりますので、これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論ありの声あり)

討論ありと認めます。まず最初に決算を認定することに反対者の発言を許します。

(なし)

次に決算を認定することに賛成者の発言を許します。矢立議員。

○矢立孝彦議員

まず5日間に渡ります長期の審査の結果、委員長報告がなされました。期間中におかれまして理事者の皆様、並びに各委員の皆様の熱心な問答についてはですね、本当に敬服をするところでございます。それでは、令和2年度、決算認定にあたり、認定すべきものとする立場で、賛成討論とするものであります。当該年度においては、一言でいえば、激動の年度であったと言える。新型コロナウイルスは、地球的規模で蔓延し、その影響は本町においても様々な緊急対応に迫られた年度であった。史上初めて、オリンピックの開催延期がなされ、事態の深刻さは人類共通の克服課題となり、歴史上の大きな転換期を迎えている。本町においては、任期満了を待たない町長選が行われ、新町誕生以来の混乱が生じた年度であった。いわゆる混迷の年度における行政執行にあたり、総括として第二次長期総合計画後期基本計画や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた本町の将来像、目指す姿の実現に向けて、コロナ禍という不安定な状況下においても、可能な限り事業展開を推し進め、とりわけ人口減少対策としての定住、移住促進事業の推進や公共交通体系の再編を始め、各事業の展開に努め、依然として財源的余裕や財政構造の弾力性が希薄な財政運営が予測され、引き続き中期財政運営方針に沿って事業の選択と集中を高めながら、持続可能な町財政の実現を目指すとして総括しており、それに基づき、各事業と係数審査にあたったところであるが、文字や数字に表れない町民の不安や不信感等が生じる町政に対する諦めや無関心、また、住民からの協力、理解の放棄や拒否感等も冷静に審査する必要性から、審査にあたった。特に未来を担う子どもたちの、聞こえない悲鳴や、崩壊寸前にあると思えるコミュニティ領域等の対応は、最重要な行政視点である。そのことを前提に、改めて審査中、指摘させていただいた。また、いみじくも監査委員からは、住民の将来負担を軽減し、本町に住みたくなる人を増やす事業を効率効果的に達成されたい。さらに病院事業においては、評価水準にはあるものの、病院職員が一体となって経営健全化に向けて取り組まれないと、審査意見が付されてもいる。橋本町長におかれては、就任1年目の令和2年度、厳しい環境下のかじ取りに全力を尽くされたものと評価するものではあるが、近時、学校統合に関する某会議において、現状それを翻さなくてはいけない事実はないものと、私は思っております。との発言や、政治姿勢がごとき、このことについては、全く組することはできず、残念至極であった。さてよ、と一旦立ち止まり、時代の変化に即応できる最良の選択と判断をされ、まさに橋本町長が標榜される新しい風を、今後大いに期待し、賛成討論とするものであります。以上。

○中本正廣議長

次に反対討論ありますか。

(なし)

なしと認めます。次に賛成討論ありますか。

(なし)

なしと認めます。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。採決は認定第1号及び定第2号を別々に行います。

まず認定第1号、令和2年度歳入歳出決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、認定第1号、令和2年度歳入歳出決算の認定については認定することに決定しました。

次に認定第2号、令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定についてを起立により採決します。この決算に対する委員長の報告は認定すべきであるとするものです。認定第2号は、委員長の報告のと

おり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、認定2号、令和2年度安芸太田町病院事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4. 陳情第12号

日程第5. 発委第2号

○中本正廣議長

日程第4、陳情第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について及び日程第5、発委第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての2件を一括議題といたします。審査を付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員長

委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。陳情第12号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。提出者 安芸太田町職員労働組合 執行委員長 榎野賢二。陳情の要旨は記載のとおりであります。審査結果は、地方財政の充実・強化の重要性に鑑み、採択といたします。意見書のほうでございます。地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。安芸太田町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和3年9月16日。提出者 総務常任委員長末田健治。安芸太田町議会議長 中本正廣様。提案理由、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対応など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること、他10項目のことについて、意見書を提出しようとするものであります。提出先は、衆議院議長、参議院議長、以下内閣各大臣であります。裏面のほうで地方財政の充実強化に関する意見書については、記載のとおりでありますので、読み上げは省略をいたします。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。以上であります。

○中本正廣議長

以上で末田委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第12号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について及び発委第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての2件を一括して起立により採決します。委員長の報告は、陳情第12号を採択し、発委第2号により意見書を提出しようとするものです。お諮りします。陳情第12号及び発委第2号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって陳情第12号、地方財政の充実・強化を求める意見書採択の陳情について及び発委第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についての2件は、委員長の報告のとおり陳情書を採択して、意見書を提出することに決定しました。

日程第6. 陳情第14号

○中本正廣議長

日程第6、陳情第14号、旧JR可部線車両(キハ)の修復・保存に関する陳情についてを議題といたします。審査を付託した産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。津田委員長。

○津田宏産業建設常任委員会委員長

委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告いたします。件名、陳情第14号、旧JR可部線車両(キハ)の修

復・保存に関する陳情書。提出者、安野振興会、中央福祉会、キハ 28 保存会。陳情の要旨。旧安野駅、旧加計駅に保存されているキハ車両は、歴史遺構であり、観光資源となっている。車両の状態が悪化しているため、修復、保全の令和 4 年度予算措置を要望する。1、旧安野駅の車両の修復と車両車庫の新設。2、旧加計駅の車両の修復と車両車庫の修繕。審査結果、近代文化遺構等の歴史的資産であり、町活性化のためにも観光資源を保存していくことの必要性に鑑み、採択すべきものと決定いたしました。以上、報告いたします。

○中本正廣議長

以上で津田委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 14 号、旧 JR 可部線車両 (キハ) の修復・保存に関する陳情についてを起立により採決します。委員長の報告は、陳情第 14 号を採択しようとするものです。陳情第 14 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第 14 号、旧 JR 可部線車両 (キハ) の修復・保存に関する陳情については、委員長の報告のとおり陳情書を採択することに決定しました。

日程第 7. 陳情第 15 号

○中本正廣議長

日程第 7、陳情第 15 号 地域住民のいのちを守るための緊急陳情についてを議題とします。審査を付託した総務常任委員会委員長からの報告を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

委員会審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第 9 5 条の規定により報告いたします。件名が、陳情第 15 号、地域住民のいのちを守るための緊急陳情。提出者、公立・公的医療機関再編ストップ! 広島県共同行動連絡会 代表 佐々木敏哉。陳情の要旨は、記載のとおりであります。審査結果は、主旨に賛同し採択とするが、意見書の中身については時間を要するため、会期内における委員会結論は難しい状況にあります。以上審査報告といたします。

○中本正廣議長

以上で末田委員長の報告を終わります。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから陳情第 15 号、地域住民のいのちを守るための緊急陳情についてを起立により採決します。委員長の報告は陳情第 15 号を採択しようとするものです。陳情第 15 号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第 15 号、地域住民のいのちを守るための緊急陳情については、委員長の報告のとおり陳情書を採択することに決定しました。

日程第 8. 閉会中の総務常任委員会の所管事務調査報告

○中本正廣議長

日程第 8、閉会中の総務常任委員会の所管事務調査について、委員長報告を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

令和3年9月16日 安芸太田町議会議長 中本正廣様。総務常任委員会委員長末田健治。閉会中における所管事務調査についての報告をいたします。安芸太田町議会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。開催日時 令和3年7月16日。調査事項についてですが、筒賀高齢者生活福祉センター「ひまわり」、健康浴場、レジオネラ菌検出事案に伴う現状と今後の方向性について。当施設では、令和3年7月8日に水質検査機関から、基準値を超えるレジオネラ菌検出の知らせを受けてから休業している状況の中、総務常任委員会では、令和3年7月16日に所管課及び施設管理者から経緯等の説明を受け、現地調査を実施いたしました。現地調査等から浴室施設の構造上、今後、再度のレジオネラ菌検出発生事案の可能性が払拭できないことが考えられ、施設の老朽化を含めて、今後も、健康浴場の休業を繰り返すことが確実と思われまます。また、健康浴場維持のため、今後も施設修繕費に多大な支出が想定され、健康浴場老朽化の抜本的な課題解決には、多大な設備投資が必要と考えるところでもあります。当委員会で調査した結果、当施設の方向性は、筒賀高齢者生活福祉センター「ひまわり」の浴場施設は廃止を検討すべきと考えるところでもあります。なお、町民の浴場利用の代替措置として、グリーンスパつつがの温泉について、利用料金等を検討し、代替施設としての位置づけが可能と考えられ、中・長期的には「筒賀生涯活躍のまち」拠点整備事業の整備により、町民により良いサービスを提供していくため、適切な措置を実施されたい。以上であります。

○中本正廣議長

以上で、閉会中の総務常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

日程第9. 閉会中の継続審査

○中本正廣議長

日程第9、閉会中の継続審査についてを議題とします。総務常任委員会委員長から陳情第10号、陳情第11号、陳情第13号及び産業建設常任委員会委員長から、請願第1号について、閉会中の継続審査をしたいとの申し出があります。お諮りします。陳情第10号、陳情第11号、陳情第13号及び請願第1号については、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第10号、陳情第11号、陳情第13号及び請願第1号については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10. 閉会中の継続調査

○中本正廣議長

日程第10、閉会中の継続調査についてを議題とします。各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

お諮りします。本定例会に付された事件は、全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

ここで閉会にあたって町長から発言の申し出がありますので、これを許可します。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、発言の機会をいただきましたので、令和3年第5回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重なるご審議をいただき、また、令和2年度各会計決算の認定、令和3年度各会計補正予算並びに関係議案を可決いただきましたこと、深く感謝を申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りましたご意

見につきましては、予算執行並びに業務遂行にあたって特に念頭において対応してまいります。本定例会は、この夏の台風や、大雨による災害対応直後の開催となりましたが、今回の補正予算もその対応に要するものが相当数ございました。今週末はまた新たな台風が中国地方を直撃するようございます。対応にあたっては、議員各位のご指摘を念頭に、万全の体制で臨んでまいります。また長らく続くコロナ禍の影響についても、議員の皆様から様々なご心配をいただきました。コミュニティの在り方については、いかにして地域のつながりを支えていけるのか、地域の実態も確認をしながら、町の果たすべき役割を検討したいと考えております。またこれからの季節、本町としては最も多くの観光客を迎えるシーズンではありますが、町内関係者もコロナ禍による影響を心配されていると思います。町としても引き続き事業者に対して適宜支援を行いながら、改めて観光をまちづくりの柱の一つと位置付け、その振興により一層力を入れてまいります。議員の皆様におかれましては、健康にご留意いただきつつ、町政推進に一層のご尽力を賜りますようお願いをし、今次定例会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じ、令和3年第5回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

閉会 午前10時27分
